

第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画に関する調査業務委託 仕様書

1 目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 の規定に基づいて、県が作成する「第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画」の補助資料等を作成することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 24 日（火）まで

3 業務の内容

(1) 調査・検討等

受託者は、次のアからウの事項について調査・検討等を行う。なお、各業務の詳細な実施時期や方法等は、受託後、委託者と協議の上決定する。

ア 第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画における数値目標の検討支援

受託者は、以下（ア）（イ）のとおり、調査・分析を実施することにより、第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画における数値目標（設定項目、設定値）（案）を検討、提案すること。

（ア）下記の調査・分析を行う。

a 調査・分析の内容

一般廃棄物及び産業廃棄物（種類別・業種別）の排出状況、処理・処分状況、再生利用状況、最終処分状況、広域移動状況、中間処理施設設置状況及び最終処分場の状況

b 活用するデータ

（a）令和 6 年度埼玉県産業廃棄物実態調査、産業廃棄物処理施設の設置動向及びその他産業廃棄物に関連するデータ

（b）埼玉県一般廃棄物処理事業の概要、廃棄物減量化等実態調査、一般廃棄物処理施設の設置動向及びその他一般廃棄物に関連するデータ

（イ）受託者は、上記（ア）の分析結果をもとに、下記の調査・分析を行う。

a 廃棄物の排出状況及び処理状況（再生利用状況、最終処分状況、広域移動状況、中間処理施設設置状況及び最終処分場の状況を含む）の特徴

b 課題の抽出

c 社会情勢や人口動向を踏まえた廃棄物（産業廃棄物については、種類別・業種別）の排出量、処理・処分、再生利用、最終処分の中長期

的予測（５年から１０年程度）

イ 第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画における施策等の検討支援

受託者は、以下（ア）から（エ）について、調査・分析を実施することにより、第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画において設定する数値目標を達成するために、取り組むべきサーキュラーエコノミー（循環経済）、災害廃棄物及び適正処理（再生資源物の保管等を含む）に係る施策等及び関連する事業を検討、提案すること。

（ア）「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 7 年 2 月 18 日、環境省）」、「第 5 次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」及びその他国の動向・取組

（イ）他都道府県及び政令指定都市等の事例

（ウ）海外の動向及び先進事例

（エ）その他廃棄物関連情報

ウ 持続的な適正処理の確保に向けた長期広域化・集約化計画の策定支援

受託者は、長期広域化・集約化計画の策定に当たり、アで検討した結果を、人口及びごみの排出量、ごみ処理施設数の将来予測に反映するとともに、広域化ブロック区割りの設定見直し（案）及びブロックごとの廃棄物処理体制（案）の検討、提案すること。

なお、検討に当たっては、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和 6 年 3 月 29 日、環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を十分に踏まえること。

(2) 委託者の補助

受託者は、計画の策定に当たり、委託者を補助するため、次の業務を行う。なお、各業務の詳細な実施時期や方法等は、受託後、委託者と協議の上決定する。

ア 埼玉県環境審議会（概ね 2 回、11 月及び 2 月を想定）、市町村説明会（概ね 1 回、11 又は 12 月を想定）などに向けての基礎資料の作成、準備

イ 県民コメント調査結果の取りまとめ

ウ 他都道府県及び県内市町村の計画内容等に関する資料・情報の収集と提供

エ 国の施策、制度及び法改正等に関する資料・情報の収集と提供

※ 情報収集に当たっては、文献やホームページの外、必要に応じ電話

や電子メールでの聞き取り等も含む。

オ 産業廃棄物に関する課題、処理施設整備に関する検討補助

カ 一般廃棄物に関する課題、処理施設整備に関する検討補助

キ その他、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に規定する「食品ロス削減推進計画」のほか、第10次埼玉県廃棄物処理基本計画に位置付けする計画等の策定支援

(3) 廃棄物処理基本計画書素案の作成

受託者は、計画書及び同概要版の素案を作成する。また、計画書に関する各種データ集も作成すること。なお、作成に当たっては、図表、写真、イラスト等を用い見やすいものに工夫すること。

4 資料の貸与

委託者が所有する、本業務に必要な資料は、受託者に貸与する。

なお、貸与に係る経費は受託者の負担とする。委託業務完了後は速やかに返却すること。

5 納品物

本業務完了に伴う納品物は、以下(1)～(4)のとおりとし、電子データで納品すること。

(1) 第10次埼玉県廃棄物処理基本計画及び同概要版の素案

(2) 調査報告書(2(1)及び(2)の調査結果)

(3) 打合せ議事録

(4) 本業務を行うに当たり作成した資料

データファイルにはPDF形式の外、ワード、エクセル等委託者の指示に基づく形式で納品するものとする。

また、その体裁はA4版縦型とし、文章は簡潔平易な標記に努め、図表を用いて分かりやすく作成すること。書類調査によるデータ等は出典を明らかにすること。

6 納品物の著作権等

(1) 受託者は、納品物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

(2) 委託者は、納品物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該納品物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該納

品物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- (3) 受託者は、納品物が著作物に該当する場合において、委託者が該当著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。

また、委託者は、納品物が著作物に該当しない場合には、当該納品物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- (4) 受託者は、納品物が著作物に該当するか否かにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該納品物を使用又は複製し、また、当該納品物の内容を公表することができる。

- (5) 委託者は、受託者が納品物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、委託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 納品場所

埼玉県環境部資源循環推進課（埼玉県庁第三庁舎2階）

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が互いに協議して決定するものとする。